

様式 1

保護者各位

令和 年 月 日

鹿児島県立加治木高等学校長

出席停止に係る疾病通知書について

インフルエンザなどの感染症にかかった場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、本人の休養と他の生徒へのまん延や流行を防ぐため、学校は出席停止の措置を取るになっています。

医療機関から感染症と診断された場合、下記の疾病通知書を主治医に記入していただき、担任または保健室まで提出してください。記載内容に従い、出席停止の措置をとります。なお、記入に伴い料金が発生する場合は、事前に学校へご相談ください。

※ 「学校において予防すべき感染症」については、裏面を御確認ください。

記

疾 病 通 知 書	
鹿児島県立加治木高等学校	
年 組 番 生徒氏名	
診 断 名	
自 宅 療 養 に 要 する 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 () 日間
備 考	
上記のとおり通知します 令和 年 月 日 医療機関名 医師名 印	

様式 2

学校において予防すべき感染症とその出席停止について

種類		出席停止の期間の基準	
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで出席停止	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ熱		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎（ポリオ）		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群（SARAS）		
	痘そう		
	南米出血熱		
	鳥インフルエンザ（H5N1）		
第2種	インフルエンザ	発症後5日，かつ解熱後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで，または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺，顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日間を経過し，かつ全身状態が良好となるまで	
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
	第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
細菌性赤痢			
腸管出血性大腸菌感染症			
腸チフス			
パラチフス			
流行性角結膜炎			
急性出血性結膜炎			
条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患例			
その他の伝染病		溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後，登校可能 B型・C型：出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出停，治癒期は全身症状が改善すれば登校可能
		伝染性紅斑（りんご病）	発疹のみで全身症状が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出停，治癒期は全身症状が改善すれば登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出停，全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し，全身状態が改善されれば登校可能
通常出席停止の措置が必要ないと考えられる疾患例			
	アタマジラミ	出席可能（タオル，くし，ブラシの共有は避ける）	
	水いぼ	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板共有は避ける）	
	伝染性膿痂疹	出席可能（プール，入浴は避ける）	

※出席停止基準については，学校医その他の医師の判断によります。